

岩内町空き家等対策の推進に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、岩内町空き家等対策の推進に関する条例（平成30年岩内町条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(立入調査)

第2条 条例第10条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第10条第4項の規定による立入調査を行う者の身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第2号）によるものとする。

(管理不全空き家等及び特定空き家等の基準)

第3条 条例第15条の規定による管理不全空き家等の認定の基準は、町長が別に定める。

2 条例第20条第1項の規定による特定空き家等の認定の基準は、町長が別に定める。

(管理不全空き家等の所有者に対する指導)

第4条 条例第16条の規定による指導は、指導書（様式第3号）により行うものとする。

(管理不全空き家等の所有者に対する勧告)

第5条 条例第17条第1項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(特定空き家等の所有者に対する助言又は指導)

第6条 条例第21条の規定による助言又は指導は、指導書（様式第5号）により行うものとする。

(特定空き家等の所有者に対する勧告)

第7条 条例第22条第1項の規定による勧告は、勧告書（様式第6号）により行うものとする。

(命令)

第8条 条例第23条第1項の規定による命令は、命令書（様式第7号）により行うものとする。

2 条例第23条第2項に規定する通知書は、命令に係る事前通知書（様式第8号）によるものとする。

3 前項に規定する通知書の交付を受けた者又はその代理人が同項に規定する意見書を提出する場合は、命令に係る事前の通知に対する意見書（様式第9号）によるものとし、提出するときは当該通知書の交付を受けた日から14

日以内に提出するものとする。ただし、条例第23条第3項の規定による請求は、意見聴取請求書（様式第10号）により行うものとする。

4 条例第23条第5項の規定による通知は、意見聴取会開催通知書（様式第11号）により行うものとし、同項の規定による公告は、岩内町公告式条例（昭和30年条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他町長が必要と認める方法により行うものとする。

5 条例第23条第7項の規定による標識の設置は、標識（様式第12号）により行うものとし、同項の規定による公示は、岩内町公告式条例第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他町長が必要と認める方法により行うものとする。

（公表）

第9条 条例第24条第1項の規定による公表は、岩内町公告式条例第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他町長が必要と認める方法により行うものとする。

2 条例第24条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、意見陳述機会付与通知書（様式第13号）により通知するものとする。

3 前項の規定により意見を述べる機会を通知された者が、意見を述べようとするときは、意見陳述書（様式第14号）を町長が定める期限までに提出しなければならない。

（代執行）

第10条 条例第25条第1条の規定による処分（以下「代執行」という。）に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号。以下「代執行法」という。）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第15号）により行うものとする。

2 代執行に係る代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（様式第16号）により行うものとする。

3 代執行に係る代執行法第4条に規定する執行責任者たる本人であることを示すべき証票は、執行責任者証（様式第17号）によるものとする。

4 代執行に係る代執行法第5条の規定による納付の命令は、代執行費用納付命令書（様式第18号）により行うものとする。

（略式代執行）

第11条 条例第25条第2項の規定により定める相当の期限は、同項の規定による公告をした日から14日とし、同項の規定による公告は、岩内町公告式条例第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他町長が必要と認める方法により行うものとする。

(緊急代執行)

第 1 2 条 条例第 2 5 条第 3 項の規定による緊急代執行に係る納付の命令は、緊急代執行費用納付命令書（様式第 1 9 号）により行うものとする。

(緊急安全措置)

第 1 3 条 条例第 2 6 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項に規定する通知は、緊急安全措置実施通知書（様式第 2 0 号）により行うものとする。

- (1) 緊急安全措置を行った空き家等の所在地
- (2) 緊急安全措置を行った空き家等の所有者等の住所及び氏名
- (3) 緊急安全措置の実施年月日
- (4) 緊急安全措置の内容及び理由
- (5) 緊急安全措置に要した費用の額
- (6) その他空き家等対策に資するものとして、町長が所有者等に求める事項
(緊急安全措置に係る費用の減免)

第 1 4 条 条例第 2 6 条第 4 項に規定する特別な理由は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第 2 6 条第 3 項の規定による徴収の対象となる所有者等（以下「徴収対象者」という。）が生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者であること。
- (2) 徴収対象者が、り災により著しく困窮していること。
- (3) 徴収対象者が、相続により緊急安全措置の対象となった家屋等を取得し、かつ、当該相続にかかる相続税について当該空き家等を物納している場合
- (4) 前 3 号に掲げる理由のほか、経済的困難その他特別の理由があると町長が認める場合

2 条例第 2 6 条第 4 項の規定により、緊急安全措置に係る費用の減免を受けようとする所有者等は、緊急安全措置に関する減免申請書（様式第 2 1 号）に、前項の理由に該当することを証する書類を添付して、町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定による減免の申請があったときは、その内容を審査した上で減免の可否を決定し、緊急安全措置に関する減免決定（却下）通知書（様式第 2 2 号）により当該申請に係る所有者等に通知するものとする。

(空き家等対策連絡会議)

第 1 5 条 町長は、町内の空き家等対策に関する施策の効果的な実施及び空き家等に関する情報の共有を目的とするとともに、庁内の関係部局が連携して空き家等対策に対応できる体制を構築するため、庁内に空き家等対策連絡会

議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議の組織及び運営に関する必要な事項は、町長が別に定める。
（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岩 号
年 月 日

様

岩内町長

⑩

立入調査実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項及び岩内町空き家等対策の推進に関する条例第 10 条第 2 項の規定による立入調査を実施するので、同条例第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり通知します。

1 立入調査の対象となる空き家等

(1)所在地

(2)用途

(3)所有者等の住所及び氏名

2 立入調査を実施する日時 年 月 日 午前・午後 時から

3 立入調査を実施する理由

4 立入調査の責任者

備考

- ・ 上記の立入調査について不服がある場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで連絡をすること。
- ・ 上記の立入調査の際に立会いを希望する場合は、立入調査の実施日までに上記 4 に示す者まで連絡をすること。
- ・ 上記の立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、法第 16 条第 2 項の規定により、20 万円以下の過料に処せられます。

様式第2号（第2条関係）

（表面）

第 号
立入調査員証
所属
職名
氏名
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項及び岩内町空き家等対策の推進に関する条例第10条第2項の規定による立入調査の権限を有する職員であることを証明する。
年 月 日(年 月 日まで有効)
岩内町長

6.0 cm

8.5 cm

（裏面）

注意 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
○空家等対策の推進に関する特別措置法(抜粋)
第9条 (略)
2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
3 (略)
4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
○岩内町空き家等対策の推進に関する条例(抜粋)
第10条 (略)
2 町長は、法第9条第2項の規定により、法第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空き家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
3 (略)
4 第2項の規定により空き家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、法第9条第4項の規定により、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6.0 cm

8.5 cm

岩 年 月 日 号

様

岩内町長

印

指導書

あなたが所有し、又は管理する下記空き家等について、 年 月 日に
現地調査を行ったところ、岩内町空き家等対策の推進に関する条例第15条の規定に
より管理不全空き家等と認定されたため、空き家等対策の推進に関する特別措置法第1
3条第1項及び同条例第16条の規定に基づき、下記のとおり指導します。

記

- 1 対象となる空き家等
 - (1)所在地
 - (2)用途
 - (3)所有者等の住所及び氏名
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由
- 4 指導の責任者

備考

- ・ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- ・ 上記2に示す措置をとらなかった場合は、同法第13条第2項及び同条例第17条の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。
- ・ 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告を受けると、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

岩 年 月 日 号

様

岩内町長

印

勧告書

あなたが所有し、又は管理する下記空き家等は、岩内町空き家等対策の推進に関する条例第 15 条の規定により管理不全空き家等に認定されたため、あなたに対して対策を講じるように指導をしてきたところですが、現在に至っても改善が為されていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第 13 条第 2 項及び同条例第 17 条第 1 項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる特定空き家等

(1)所在地

(2)用途

(3)所有者等の住所及び氏名

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者

5 措置の期限 年 月 日

備考

- ・ 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。
- ・ 上記 1 に係る敷地が、地方税法第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

岩 号
年 月 日

様

岩内町長

㊞

指導書

あなたが所有し、又は管理する下記空き家等は、岩内町空き家等対策の推進に関する条例第 20 条第 1 項の規定により特定空き家等に認定されたため、空き家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 1 項及び同条例第 21 条の規定に基づき、下記のとおり必要な措置をとるよう指導します。

記

1 対象となる特定空き家等

(1)所在地

(2)用途

(3)所有者等の住所及び氏名

2 指導に係る措置の内容

3 指導に至った事由

4 指導の責任者

備考

- ・ 上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告してください。
- ・ 上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、同法第 22 条第 2 項及び同条例第 22 条第 1 項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。
- ・ 上記 1 に係る敷地が、地方税法第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告を受けると、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

岩 年 月 日 号

様

岩内町長

印

勧告書

あなたが所有し、又は管理する下記空き家等は、岩内町空き家等対策の推進に関する条例第 20 条第 1 項の規定により特定空き家等に認定されたため、あなたに対して対策を講じるように助言又は指導をしてきたところですが、現在に至っても改善が為されていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 2 項及び同条例第 22 条第 1 項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる特定空き家等

- (1)所在地
- (2)用途
- (3)所有者等の住所及び氏名

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者

5 措置の期限 年 月 日

備考

- ・ 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。
- ・ 上記 1 に係る敷地が、地方税法第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

岩 年 月 号
日

様

岩内町長

⑨

命令書

あなたが所有し、又は管理する下記空き家等は、岩内町空き家等対策の推進に関する条例第20条第1項の規定により特定空き家等に認定されたため、
年 月 日付け岩 号により、空き家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項及び同条例第23条第1項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても当該措置がなされていないとともに、意見書等の提出がなされませんでした。
については、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

- 1 対象となる特定空き家等
 - (1)所在地
 - (2)用途
 - (3)所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

備考

- ・ 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・ 本命令に違反した場合は、同法第30条第1項の規定により、50万円以下の過料に処せられます。
- ・ 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、同法第22条第9項及び同条例第25条第1項の規定により、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、岩内町を被告として（訴訟において岩内町を代表する者は、岩内町長となります。）、処分の取消の訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

岩 号
年 月 日

様

岩内町長

㊟

命令に係る事前通知書

あなたが所有し、又は管理する下記空き家等は、岩内町空き家等対策の推進に関する条例第 20 条第 1 項の規定により特定空き家等に認定されたため、 年 月 日付け岩 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま、措置が講じられない場合には空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 3 項及び同条例第 23 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することになりますので通知します。

なお、あなたは、同法第 22 条第 4 項及び同条例第 23 条第 2 項の規定により、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同法第 22 条第 5 項及び同条例第 23 条第 3 項の規定により本通知書の交付を受けた日から 5 日以内に、岩内町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空き家等
 - (1)所在地
 - (2)用途
 - (3)所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び意見聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

備考 上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。

様式第 9 号（第 8 条関係）

年 月 日

岩内町長

様

住所

氏名

電話番号

意見書

年 月 日付け岩 号で岩内町空き家等対策の推進に関する条例第 23 条第 2 項の規定による命令に係る事前通知書の交付を受けたので、別添のとおり意見書を提出します。

備考

- ・ この意見書を提出する場合には、証拠書類等を添付することができます。
- ・ 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

年 月 日

岩内町長 様

住所
氏名
電話番号

意見聴取請求書

年 月 日付け岩 号で岩内町空き家等対策の推進に関する条例第 23 条第 2 項の規定による命令に係る事前通知書の交付を受けたので、空き家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 5 項及び同条例第 23 条第 3 項の規定により下記のとおり意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

1 対象となる特定空き家等の所在地

2 意見聴取会開催希望日

第 1 希望	年 月 日（ ）	午前 ・ 午後
第 2 希望	年 月 日（ ）	午前 ・ 午後
第 3 希望	年 月 日（ ）	午前 ・ 午後

備考 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

岩 年 月 号
日

様

岩内町長

⑨

意見聴取会開催通知書

年 月 日付けで請求のあった意見の聴取については、下記のとおり意見の聴取を行うため、空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 2 条第 7 項及び岩内町空家等対策の推進に関する条例第 2 3 条第 5 項の規定により、下記のとおり通知しますので、出席してください。

記

- 1 対象となる特定空き家等
 - (1)所在地
 - (2)用途
 - (3)所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 期 日
- 4 場 所
- 5 意見の聴取の内容
- 6 連絡先

備考

- ・ この通知を受け取った後、やむを得ない事由で聴取の期日に出頭できないときは、期日の前日までにその延期を申し出ることができます。
- ・ 期日の延期を申し出るときは、延期する事由を付して申し出てください。
- ・ 町長が、やむを得ない事由を正当なものと認めたときは、延期した聴取の期日を記載した通知により通知します
- ・ 災害その他やむを得ない事由により、意見の聴取が困難と認めたときは、聴取の期日及び場所を変更することがあります。
- ・ 意見聴取は口述尋問により行うものとします。
- ・ 町長は、この意見の聴取について、必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体の職員、岩内町空き家等対策協議会の委員又はその他の参考人の出席を求めることがあります。

様式第 12 号（第 8 条関係）

標 識

下記特定空き家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 3 項及び岩内町空き家等対策の推進に関する条例第 23 条第 1 項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け岩 号により命ぜられています。

記

1 対象となる特定空き家等

(1)所在地

(2)用 途

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限

岩 号
年 月 日

様

岩内町長

㊟

意見陳述機会付与通知書

あなたが所有し、又は管理する下記空き家等は、 年 月 日付け岩 号により、必要な措置をとるように命じましたが、措置の期限を過ぎても必要な措置が執られていないため、岩内町空き家等対策の推進に関する条例第 24 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について公表を予定しております。

つきましては、同条例第 24 条第 2 項の規定による意見を述べる機会を付与いたしますので、意見を述べる場合は、 年 月 日までに別紙「意見陳述書」を提出してください。

なお、正当な理由なく上記期限までに意見陳述書の提出が無い場合は、意見を述べる機会を放棄したものとみなします。

記

1 公表の対象となる特定空き家等

(1)所在地

(2)用途

(3)所有者等の住所及び氏名

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限

備考 上記 3 の措置を実施した場合は、遅滞なく上記 5 に示す者まで報告をすること。

年 月 日

岩内町長

様

住所
氏名
電話番号

意見陳述書

年 月 日付け岩 号で通知のあった件について、次のとおり意見を述べます。

記

1. 公表に対する意見

- ☐ 公表に反対しません。
☐ 公表に反対します。
☐ その他（ ）

2. 意見の理由

備考

- ・ 「1. 公表に対する意見」は、該当する□欄に✓を付けて下さい。
- ・ この意見書に代えて、任意の書面により意見書を提出しても構いません。
- ・ 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

岩 年 月 号
日

様

岩内町長

印

戒告書

年 月 日付け岩 号により、あなたが所有し、又は管理する下記空き家等について 年 月 日までに措置を講ずるよう命じましたが、現在もまだ当該措置が講じられていません。

ついては、この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空き家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 9 項及び岩内町空き家等対策の推進に関する条例第 25 条第 1 項の規定に基づく代執行を行いますので、行政代執行法第 3 条第 1 項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、同法第 5 条の規定によりあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

- 1 代執行の対象となる特定空き家等
 - (1)所在地
 - (2)用途
 - (3)構造
 - (4)規模
 - (5)所有者等の住所及び氏名

- 2 命じた措置の内容

- 3 代執行の内容

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、岩内町を被告として（訴訟において岩内町を代表する者は、岩内町長となります。）、処分の取消の訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。ただし、1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

岩 年 月 号
日

様

岩内町長

㊞

代執行令書

年 月 日付け岩 号により、あなたが所有し、又は管理する下記空き家等について、年 月 日までに措置を講ずるよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空き家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項及び岩内町空き家等対策の推進に関する条例第25条第1項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定によりその旨通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、同法第5条の規定によりあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 代執行を行う特定空き家等

- (1)所在地
- (2)用途
- (3)構造
- (4)規模
- (5)所有者等の住所及び氏名

2 代執行の内容

3 代執行を行う時期 年 月 日から 年 月 日まで

4 執行責任者

5 代執行に要する費用の概算見積額 金 円

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、岩内町を被告として（訴訟において岩内町を代表する者は、岩内町長となります。）、処分の取消の訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 1 7 号（第 1 0 条関係）

（表 面）

第 号	
執行責任者証	
所属	
職名	
氏名	
上記の者は、下記の行政代執行責任者であることを証する。	
年 月 日	
岩内町長	
1 代執行をなすべき事項	
代執行令書（ 年 月 日付 第 号）記載の岩内町	
の特定空き家等の	
2 代執行をなすべき時期	
年 月 日から 年 月 日まで	

6.0 cm

8.5 cm

（裏 面）

注意 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
○空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）
第 2 2 条（略）
9 市町村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みが無いときは、行政代執行法の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
1 0 ～ 1 5（略）
○岩内町空き家等対策の推進に関する条例（抜粋）
第 2 5 条 町長は、第 2 3 条の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同条の期限までに完了する見込みがないときは、法第 2 2 条第 9 項の規定により、行政代執行法の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
2 ～ 3（略）
○行政代執行法（抜粋）
第 4 条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求がある時は、何時でもこれを呈示しなければならない。

6.0 cm

8.5 cm

岩 号
年 月 日

様

岩内町長

㊞

代執行費用納付命令書

年 月 日付け岩 号による代執行に要した費用の金額を決定したので、行政代執行法第5条の規定に基づき、代執行費用を下記のとおり納付するよう命令します。

なお、指定した期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあるので、申し添えます。

記

- 1 納付期日 年 月 日まで
- 2 納付金額 金 円
- 3 納付方法 別途納付通知書による
- 4 代執行 年 月 日施行

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、岩内町を被告として（訴訟において岩内町を代表する者は、岩内町長となります。）、処分の取消の訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

岩 年 月 号 日

様

岩内町長

㊟

緊急代執行費用納付命令書

あなたが所有し、又は管理する下記空き家等は、岩内町空き家等対策の推進に関する条例第 20 条第 1 項の規定により特定空き家等に認定されたため、年 月 日付け岩 号により必要な措置を取るよう勧告しましたが、今般、緊急に周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を取る必要があると認められたため、空き家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 1 項及び同条例第 25 条第 3 項の規定に基づき、緊急代執行を行ったので、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、代執行費用を下記のとおり納付するよう命令します。

なお、指定した期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあるので、申し添えます。

記

1 緊急代執行を行った特定空き家等

- (1)所在地
- (2)用途
- (3)構造
- (4)規模
- (5)所有者等の住所及び氏名

2 緊急代執行の内容

- 3 納付期日 年 月 日まで
- 4 納付金額 金 円
- 5 納付方法 別途納付通知書による
- 6 代執行 年 月 日施行

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、岩内町を被告として（訴訟において岩内町を代表する者は、岩内町長となります。）、処分の取消の訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。ただし、1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第20号（第13条関係）

岩 号
年 月 日

様

岩内町長

⑨

緊急安全措置実施通知書

あなたが所有し、又は管理する下記空き家等について、岩内町空き家等対策の推進に関する条例第26条第1項の規定に基づき、緊急安全措置を行ったので、同条第2項の規定により通知します。

ついては、当該措置に要した費用について、下記のとおり納付してください。

記

1 対象となる空き家等

(1)所在地

(2)所有者等の住所及び氏名

2 措置の実施年月日 年 月 日

3 措置の内容及び理由

4 措置に要した費用の額 金 円

5 納付方法 別途納付通知書による

6 その他

備考 今後の対応方法などをお伺いしたいので、担当までご連絡をお願いします。

様式第 2 1 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

岩内町長

様

住所

氏名

電話番号

緊急安全措置に関する減免申請書

年 月 日付け岩 号で岩内町空き家等対策の推進に関する条例第 2 6 条第 4 項の規定による緊急安全措置に係る費用の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 対象となる空き家等の所在地

2 減免額 金 円

3 減免を申請する理由

該当する理由の番号を○で囲んでください。

- (1)生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者であるため
- (2)り災により著しく困窮しているため
- (3)相続により緊急安全措置の対象となった家屋等を取得し、かつ、当該相続にかかる相続税について当該空き家等を物納しているため
- (4)その他（次の欄に具体的な理由を記載してください。）

--

4 その他

- (1) 3 に記載した減免申請の理由によっては、減免がされない場合があります。
- (2) 3 に記載した減免申請の理由を証する書類を添付して申請してください。

岩 号
年 月 日

様

岩内町長

印

緊急安全措置に関する減免決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった緊急安全措置に関する費用の減免については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定内容

- ・費用の全額を減免します。
- ・費用のうち、 円を減免します。
- ・申請を却下し、減免しません

2 一部減免または却下の理由

3 連絡先

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、岩内町を被告として（訴訟において岩内町を代表する者は、岩内町長となります。）、処分の取消の訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。